

# 千葉県報

号外  
令和7年12月9日

## 主要目次

○ 千葉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県財務規則の一部を改正する規則	二
○ 企業局管理規程	二
○ 千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程	二
○ 病院局管理規程	二
○ 千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程	二

## 規則

千葉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年十二月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第七十五号

#### 千葉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県立自然公園条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項各号列記以外の部分中「書類」の下に「（運輸施設に関する公園事業にあつては、第四号に掲げる書類を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

七 その他知事が必要と認める書類

第十三条第二十九項各号列記以外の部分中「行為」の下に「及び前条に規定する行為」を加え、同項第一号中「風致」の下に「又は景観」を加え、同条中第三十項を削り、第三十一項を第三十項とする。

第十四条第十一号の八中「電話線又は」を「電話線若しくは」に改め、同条第十一号の十中「設備を」を「工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）

を新築、」に改め、同条第十一号の十三中「防除」の下に「若しくは当該防除に係る調査」を加え、同条第十一号の十五中「ために」を「目的で」に、「柵又は」を「柵、当

該」に改め、同条第二十三号中「こと」の下に「（正当な理由がなくて行う場合を除く。）」を加え、同条第二十六号中「森林」の下に「、牧野、草原若しくは農地」を加え、同条第二十六号の二の三中「防除」の下に「又は当該防除に係る調査」を加え、同条

第三十二号の十二中「第三条」を「第三条第一項」に、「免許」を「許可」に、「第二十

条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定

期航路事業の許可を受けた」を「第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許

可を受けた者、同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者

又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした」に改め、

同条第三十二号の十六中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の下に

「（平成十四年法律第八十八号）」を加え、同条第三十二号の十八中「の規定による」を

「に規定する実施計画に従つて実施する」に改める。

第十九条の四第三項第一号中「以上」を「程度」に改める。

別記第六号様式の二の注1中「糸立船」の次に「（糸立船、編組船等）」を加える。

### 附則

1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下「改正法」とい

う。）附則第三条第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むこと

ができる場合においては、その者を海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二

十一条第一項の許可を受けた者とみなして、改正後の千葉県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第十四条第三十二号の十二の規定を適用する。

3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができない場合においては、その者を海上運送法第二十二條第一項の登録を受けた者とみなして、新規則第十四条第三十二号の十二の規定を適用する。

4 この規則の施行前に、改正前の千葉県立自然公園条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年十二月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第七十六号

#### 千葉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年千葉県規則第四号）の一部を次のよう

に改正する。

第十六条第十一号中「第三条」を「第三条第一項」に、「免許」を「許可」に、「第

二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客

不定期航路事業の許可を受けた」を「第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。)

附則第三条第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、改正後の千葉県自然環境保全条例施行規則(以下「新規則」という。)第十六条第十一号チの規定を適用する。

3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、新規則第十六条第十一号チの規定を適用する。

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)の一部を次のように改正する。

第百八条第二項中「第六条」を「第五条の九」に改める。

附則

この規則は、令和七年十二月十二日から施行する。

千葉県財務規則の一部を改正する規則

令和七年十二月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第七十七号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)の一部を次のように改正する。

第百八条第二項中「第六条」を「第五条の九」に改める。

附則

この規則は、令和七年十二月十二日から施行する。

企業局管理規程

千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和七年十二月九日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局管理規程第八号

千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局財務規程(昭和三十九年千葉県水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第百五十二条第二項中「第六条」を「第五条の九」に改める。

附則

この管理規程は、令和七年十二月十二日から施行する。

病院局管理規程

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和七年十二月九日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第十号

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局財務規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第百三十六条第二項中「第六条」を「第五条の九」に改める。

附則

この管理規程は、令和七年十二月十二日から施行する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八